様式第10号

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書

|  |
| --- |
| 年　　　月　　　日長生郡市広域市町村圏組合　　　　　　　　　　　　　　様申請者住所氏名電　話火災予防条例第４５条第１号の規定により、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為を届け出ます。 |
| 焼却禁止の例外区分 | １　国又は地方公共団体の廃棄物２　震災、風水害、火災、凍結害等の廃棄物３　風俗慣習上又は宗教上の廃棄物４　農業、林業又は漁業の廃棄物５　たき火その他日常生活の廃棄物 |
| 目　　　　的 |  |
| 　　行　　為　　事　　項 | 日　　　時 | 　　　年　　月　　日から　　　　　　　　　　　　　　　時　～　　　時　　　年　　月　　日まで |
| 場　　　所 |  |
| 責任者氏名（連絡先） | 電話 |
| 内　　　容 |  |
| その他必要事項 |  |
| ※　受付欄 | ※　経　　過　　欄 |
|  |  |

備考　本届出は、火災予防上の届出であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づくものではありません。

なお、記入にあたっては裏面の注意事項を参照してください。

（裏）

注意事項

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　届出者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人名称及び代表者の職・氏名を記入すること。

３　焼却禁止の例外区分には、該当する番号に〇を記入すること。なお、焼却禁止の例外区分に該当する行為は次の行為をいいます。

　（１）「国又は地方公共団体の廃棄物」とは、国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

　（２）「震災、風水害、火災、凍結害等の廃棄物」とは、震災、風水害、火災、凍結害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

　（３）「風俗慣習上又は宗教上の廃棄物」とは、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

　（４）「農業、林業又は漁業の廃棄物」とは、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

　（５）「たき火その他日常生活の廃棄物」とは、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

４　内容の欄には、焼却物の種類、数量等の内容を記入すること。

５　その他の欄には、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。

６　実施場所の図面等を添付すること。

７　※印の欄は、記入しないこと。